

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む） 。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ 。の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〃九（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む） 。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ 。の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>（新設）</p> <p>四〃八（略）</p>